



小田原労働基準監督署発表

平成29年7月5日

【照会先】

小田原労働基準監督署

署長 唘崎 雅夫

(電話) 0465-22-7151

報道関係者 各位

7月に高校生等のアルバイトのトラブル防止月間を実施します
～高校生等のアルバイトの労働条件の確保に取り組みます～

小田原労働基準監督署(署長 唘崎 雅夫)は、夏休みが始まる7月を高校生アルバイトのトラブル防止月間として、管内の各高等学校との連携を中心に、以下のとおり高校生等のアルバイトの労働条件の確保に向けた取組を実施します。

高校生等がアルバイトをする際、事業主の労働基準法違反などにより、さまざまなトラブルに巻き込まれることがあります。厚生労働省が昨年5月に公表した「高校生へのアルバイトに関する意識等調査結果」においても、調査対象者1,854人のうち32.6%の方に何らかの労働条件上のトラブルがあったという結果が出ています。こうしたトラブルの中には、高校生等が必要な知識を持っていれば簡単に避けられることも少なくありません。また、労働法等の知識は高等学校等の卒業後にも役立ちます。

こうしたことを踏まえ、小田原労働基準監督署においては、今般、夏休みが始まる7月を高校生等のアルバイトのトラブル防止月間として、これまで取組が十分ではない管内(小田原市、南足柄市、足柄上郡及び足柄下郡)の各高等学校(12校)、特別支援学校との連携を中心に、各種取組を実施します。

(取組内容)

- 1 高等学校、特別支援学校に対する取組
生徒(保護者)向けの当署作成リーフレットの配布
各校に生徒から労働条件上のトラブルの相談があった際の連携
労働法制に関する講師派遣
- 2 当署設置の「若者相談コーナー」での高校生等への相談対応
- 3 市町広報誌への掲載等による周知依頼